

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第726号）

2024年6月24日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

～政策関連～

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

国務院、24～25年の省エネ・炭素排出削減行動方を公表

国務院は2024年5月29日、第14次五カ年計画期間（21～25年）の省エネ・炭素排出削減に関する目標の達成を目指し、『24～25年の省エネ・炭素排出削減行動方』を公表しました。この方案は、24年と25年の活動目標を示した上、化石燃料の消費削減・代替と非化石エネルギーの利用促進、鉄鋼や石油化学・化学工業、非鉄、建材などの業界における省エネ・炭素排出削減活動など10方面から27措置を打ち出しました。

■ 直近の重要政策

マクロ政策

- ✓ 2024年のコスト引き下げにおける重点作業の着実な実施に関する国家発展改革委弁公庁等の通知（国家発展改革委員会など、5/23）

地方政策

- ✓ 『工業のコスト削減と効率化の更なる促進、新型工業化の推進に関する若干措置』の公表に関する通知（上海市経済情報化委員会など、5/30）



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

■ 注目トピックス

国務院、24～25年の省エネ・炭素排出削減行動方を公表

国務院は2024年5月29日、第14次五カ年計画期間(21～25年)の省エネ・炭素排出削減に関する目標の達成を目指し、『24～25年の省エネ・炭素排出削減行動方』¹(以下、方案)を公表しました。この方案は、24年と25年の活動目標を示した上、化石燃料の消費削減・代替と非化石エネルギーの利用促進、鉄鋼や石油化学・化学工業、非鉄、建材などの業界における省エネ・炭素排出削減活動など10方面から27措置を打ち出しました。

24年の目標については、「単位GDP当たりのエネルギー消費とCO₂排出量をそれぞれ2.5%前後、3.9%前後削減し、一定規模以上(年商2,000万元以上)の工業企業の単位付加価値当たりエネルギー消費を3.5%前後削減し、非化石エネルギー消費の割合を18.9%前後に押し上げる。重点分野と業界における省エネ・炭素排出削減活動により、省エネ量は約5,000万TCE(標準石炭換算トン)、CO₂排出削減量は約1億3,000万トンとなる」としています。

25年の目標については、「非化石エネルギー消費の割合は20%前後に達し、重点分野と業界における省エネ・炭素排出削減活動により、省エネ量は約5,000万TCE、CO₂排出削減量は約1億3,000万トンとなり、第14次五カ年計画期間の省エネ・炭素排出削減に関する拘束性指標の達成を目指す」としています。

この他、低炭素化事業に対する金融・財政支援の強化に加え、省エネ法の改定や、関連標準の整備、エネルギー消費の高い業界に対する電気料金の優遇禁止、グリーン技術普及リストの改定などにも言及しました。

この方案の主な内容については、以下図表1をご参照ください。

【図表1】 方案の主な内容

項目	主な内容
①化石燃料の消費削減・代替	<p>1. 石炭消費を厳格、合理的にコントロール</p> <ul style="list-style-type: none">➢ 石炭のクリーン・高度利用を強化する。石炭火力発電プロジェクトの省エネ・低炭素化改造、柔軟性改造、コージェネレーション(熱電併給)改造を共同推進する。➢ 25年末までに、相当蒸発量35トン/時間以下の石炭ボイラ及び各種石炭燃焼装置を基本的に淘汰する。 <p>2. 石油ガスの消費構造を最適化</p> <ul style="list-style-type: none">➢ 石油消費を合理的にコントロールし、先進的なバイオエタノール、持続可能な航空燃料を普及させる。➢ 石油化学企業の既存の自家用設備を除き、高硫黄石油コークスを燃料として採用してはならない。
②非化石エネルギーの利用促進	<p>3. 非化石エネルギーの開発に力</p> <ul style="list-style-type: none">➢ 砂漠、砂礫地を中心に大型風力・太陽光発電所の建設を加速させる。➢ 海上風力発電と大型水力発電所を段階的に建設し、分散型新エネルギーの開発利用を推進する。原子力発電を安全的、段階的に発展させ、地方の実情に応じてバイオマスエネルギーの発展を進める。水素エネルギーの発展については全体感をもって推進する。➢ 25年末までに、全国の非化石エネルギー発電量の割合を39%前後に押し上げる。 <p>4. 再エネの消費・導入能力を向上</p> <ul style="list-style-type: none">➢ 省・区域を跨いだ送電能力を向上させる。配電網の改造を加速させ、分散型新エネルギーの導入能力を向上させる。➢ 揚水発電や新型エネルギー貯蔵を積極的に発展させる。マイクログリッド、VPP(仮想発電所)、V2G(Vehicle to Grid)などの新技術と新モデルを大々的に発展させる。➢ 25年末までに、揚水発電と新型エネルギー貯蔵の設備容量はそれぞれ6,200万kW、4,000万kWを超える。各地の需要呼応能力は一般的に最大負荷の3%～5%に達する。

¹ 中国語原文は下記のURLよりダウンロードできます。

https://www.gov.cn/zhengce/content/202405/content_6954322.htm

【図表1】 方案の主な内容（続き）

項目	主な内容
②非化石エネルギーの利用促進	<p>5. 非化石エネルギーの消費を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 経済性を確保することを前提に、資源条件が比較的良い地域では、新エネルギーの利用効率を90%に下げることが可能である。24～25年に新規発足したエネルギー消費が高いプロジェクトの非化石エネルギー消費比率は20%を下回ってはならず、地方が実情を踏まえ、その比率の要求を引き上げることを奨励する。24年末までに、グリーン電力証書の発行対象を全ての再エネ発電プロジェクトまで拡大する。
③鉄鋼業の省エネ・炭素排出削減活動	<p>6. 鉄鋼の生産能力と生産量のコントロールを強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 機械加工、鋳造、鉄合金などの名を借りて鉄鋼生産能力の新規増加を厳禁し、スクラップを溶かして固めただけの劣悪な鉄鋼製品「地条鋼」の復活を徹底的に防止する。 ➤ 24年に粗鋼生産量のコントロールを引き続き実施する。21～23年に省エネ・炭素排出削減の目標達成度が低い地域では原則として、24～25年に鉄鋼生産能力を新規増加してはならない。 ➤ 新設と増改設の製鉄プロジェクトは、エネルギー消費の模範水準²と環境保護実績のA級³に達しなければならない。 <p>7. 鉄鋼製品の構成を調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 高性能鋼などのハイエンド鉄鋼製品の発展に力を入れ、低付加価値製品の輸出を厳しく抑制する。スクラップの循環利用を大々的に推進し、電炉の短工程製鋼を後押しする。 ➤ 25年末までに、粗鋼の総生産量における電炉製鋼の割合を15%に、スクラップの利用量を3億トンに押し上げることを目指す。 <p>8. 鉄鋼業の省エネ・炭素排出削減に向けた改造を加速</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 高炉ガス、余熱の総合利用を推進する。水素製鉄などの技術の実証応用を強化する。 ➤ 25年末までに、鉄鋼業界におけるエネルギー消費が模範水準に達した生産能力の割合が30%に達し、基準水準未達の生産能力は技術改良または淘汰され撤退。全国8割以上の鉄鋼生産能力は超低排出化改造を完了する。鉄鋼1トン当たりのエネルギー消費は23年より約2%低下する。 ➤ 24～25年、鉄鋼業界の省エネ・炭素排出削減に向けた改造により、省エネ量は約2,000万TCE、CO₂排出削減量は約5,300万トンとなる。
④石油化学・化学工業の省エネ・炭素排出削減活動	<p>9. 政策規制を厳格に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 石油精製、炭化カルシウム、リン酸アンモニウム、黄リンなどの業界における生産能力の新規増加を厳しく抑制し、水銀使用のポリ塩化ビニル、塩化ビニルの生産能力の新規増加を禁止する。新設と増改設の石油化学・化学工業プロジェクトは、エネルギー消費の模範水準と環境保護実績のA級に達しなければならない。 ➤ 200万トン/年以下の常圧・減圧蒸留装置を全面的に淘汰する。25年末までに、全国の原油精製能力を10億トン以内に抑える。 <p>10. 石油化学・化学工業の省エネ・炭素排出削減に向けた改造を加速</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 大型高効率コンプレッサー、先進的なガス炉などの省エネ設備を普及させる。25年末までに、石油精製、エチレン、合成アンモニア、炭化カルシウム業界におけるエネルギー消費が模範水準に達した生産能力の割合が30%を超え、基準水準未達の生産能力は技術改良または淘汰され撤退。 ➤ 24～25年、石油化学・化学工業の省エネ・炭素排出削減に向けた改造により、省エネ量は約4,000万TCE、CO₂排出削減量は約1億1,000万トンとなる。 <p>11. 生産工程の更新を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 次世代イオン交換膜電解槽などの先進技術の普及を加速させる。 ➤ 再エネによる水素製造技術の研究開発・応用を奨励し、グリーン水素製造プロジェクトの建設を支援し、石炭からの水素製造量を段階的に減らす。 ➤ 蒸気駆動から電気駆動へのシフトを段階的に推進し、大型石油化学工業園区が原子力による蒸気と熱の供給を模索することを奨励する。

² 関連内容については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第599号をご参照ください。下記のURLよりダウンロードできます。
<https://www.mizuho.com/corporate/world/info/cndb/report/branches/express/pdf/R419-0651-XF-0105.pdf>

³ 企業のVOCs排出対策状況に応じて、企業をABCDにランク付け。秋冬大気規制時に、A級企業は生産活動を停止する、または制限されることが不要であり、自主削減措置をとることが可能である。

【図表 1】 方案の主な内容（続き）

項目	主な内容
⑤非鉄金属業界の省エネ・炭素排出削減活動	12. 非鉄金属の生産能力の構成を最適化 ▶ 銅、アルミナなどの生産能力の新規増加を厳しく抑制し、シリコン、リチウム、マグネシウムなどの業界における生産能力を合理的に新規増加させる。再生金属産業の発展に注力する。25 年末までに、再生金属の供給比率を 24%以上に押し上げる。
	13. 非鉄金属プロジェクトの新設要件を厳格に ▶ 新設と増改設の電解アルミニウムプロジェクトは、エネルギー消費の模範水準と環境保護実績の A 級に達しなければならない。新設と増改設のアルミナプロジェクトは、強制エネルギー消費限度額標準の先進水準に達しなければならない。 ▶ 多結晶シリコン、リチウムイオン電池の新規プロジェクトは、エネルギー効率が業界の先進水準に達しなければならない。
	14. 非鉄金属業界の省エネ・炭素排出削減に向けた改造を推進 ▶ 25 年末までに、電解アルミニウム業界におけるエネルギー消費が模範水準に達した生産能力の割合が 30%に、再エネの利用比率が 25%以上に達する。銅、鉛、亜鉛製錬業界におけるエネルギー消費が模範水準に達した生産能力の割合が 50%に達する。非鉄金属業界では基準水準未達の生産能力が技術改良または淘汰され撤退。 ▶ 24～25 年、非鉄金属業界の省エネ・炭素排出削減に向けた改造により、省エネ量は約 500 万 TCE、CO2 排出削減量は約 1, 300 万トンとなる。
⑥建材業界の省エネ・炭素排出削減活動	15. 建材業界の生産能力と生産量のコントロールを強化 ▶ 尾鉱・残渣などの総合利用を奨励する。25 年末までに、全国のクリンカ生産能力を 18 億トン前後に抑える。
	16. 建材プロジェクトの新設要件を厳格に ▶ 新設と増改設のクリンカ、セラミックス、板ガラスプロジェクトは、エネルギー消費の模範水準と環境保護実績の A 級に達しなければならない。 ▶ グリーン建材の発展に力を入れ、基礎原料での製品化、壁用断熱材の軽量化、簡単施工できる装飾材の普及を推進する。 ▶ 25 年末までに、エネルギー消費が模範水準に達した生産能力の割合については、クリンカ、セラミックス業界が 30%、板ガラス業界が 20%に達する。建材業界では基準水準未達の生産能力が技術改良または淘汰され撤退。
	17. 建材業界の省エネ・炭素排出削減に向けた改造を推進 ▶ セメント原料の代替利用を加速させ、工業固体廃棄物の資源化利用レベルを高める。乾式ビーズミル、高周波プレヒーター、高効率クリンカクーラーなどの省エネ技術と設備を普及させる。 ▶ 25 年までに、大気汚染対策の重点地域における約半分のクリンカ生産能力は超低排出化改造を完了する。24～25 年、建材業界の省エネ・炭素削減改造により、省エネ量は約 1, 000 万 TCE、CO2 排出削減量は約 2, 600 万トンとなる。
⑦建築分野の省エネ・炭素排出削減活動	18. 建造方式の転換を加速 ▶ 25 年末までに、都市部の新築建築物はグリーン建築標準を全面的に導入し、新築の公共建築、工場の屋上での太陽光パネル設置率を 50%に高めることを目指し、都市部建築物の再エネ導入率を 8%に押し上げ、新築の超低エネルギー消費建築物の建築面積を 23 年より 2, 000 万㎡以上増加させる。
	19. 既存建築物の改造を推進 ▶ 都市再開発や老朽集合住宅の改造などを契機に、ヒートポンプ、放熱器、チラー、外窓（カーテンウォール）、外壁（屋根）の断熱材、照明設備、エレベーター、老朽パイプラインなどの更新を推進し、建築物の省エネ化改造を加速させる。 ▶ 25 年末までに、既存建築物の省エネ化改造面積は 23 年より 2 億㎡以上増加し、改造後の住宅、公共建築の省エネ率はそれぞれ 30%、20%向上する。
	20. 建築物の運営管理を強化 ▶ 公共建築の室内温度を厳格に制御する。大型公共建築において電気使用設備のスマート統合制御技術の普及を模索し、電力負荷を合理的に配分する。

【図表 1】 方案の主な内容（続き）

項目	主な内容
⑧交通分野の省エネ・炭素排出削減活動	21. 交通インフラの低炭素化を推進 ➤ 駅、鉄道、空港などにおける電気利用レベルを向上させ、移動機械の新エネルギー化を推進し、国内輸送船舶と港湾における電力施設の整合化改造を加速させる。 ➤ 交通ターミナル及び道路沿線における太陽光発電施設の設置を奨励する。充電インフラの整備を強化する。
	22. 交通輸送設備の低炭素化を推進 ➤ 老朽自動車と船舶の廃棄を進める。各地における新エネルギー車の購入制限を段階的に撤廃する。 ➤ 公共分野における車両の電動化、新エネルギー大型トラックの普及を推進する。 ➤ 25 年末までに、交通輸送分野における CO2 排出強度を 20 年より 5%低減させる。
	23. 交通輸送の構成を最適化 ➤ 複合一貫輸送の発展を加速させ、重点分野においてクリーン輸送を推し進める。 ➤ 25 年末までに、鉄道と水上の貨物輸送量はそれぞれ 20 年より 10%、12%増加し、鉄道の単位輸送トンキロ当たりの総合エネルギー消費量は同 4.5%減少する。
⑨公共機関の省エネ・炭素排出削減活動	24. 公共機関の省エネ・炭素排出削減管理を強化 ➤ 25 年末までに、公共機関の単位建築面積当たりのエネルギー消費量、単位建築面積当たりの炭素排出量、1 人当たりの総合エネルギー消費量はそれぞれ 20 年より 5%、7%、6%低減する。
	25. 公共機関の省エネ・炭素排出削減に向けた改造を実施 ➤ エネルギー消費設備の更新リストを導入し、公共機関の省エネ・炭素排出削減に向けた改造を実施する。 ➤ 石炭の減量・代替利用を推進し、老朽化したディーゼル公用車の淘汰を加速させる。 ➤ 25 年末までに、公共機関の石炭消費割合を 13%以下に押し下げ、中央政府機関が新規導入したボイラ、配電設備、エレベーター、暖房、クーラーなどの重点エネルギー消費設備のエネルギー効率が先進水準に達した割合を 80%に押し上げる。
⑩エネルギー消費設備の省エネ・炭素排出削減活動	26. エネルギー消費設備と施設の更新・改造を加速 ➤ 重点エネルギー消費設備のエネルギー効率の先進水準、省エネ水準、参入水準を機動的に更新する。データセンターの省エネ・炭素排出削減に向けた改造を加速させる。 ➤ 25 年の工業用ボイラ、発電所ボイラの平均熱効率は 21 年よりそれぞれ 5 ポイント以上、0.5 ポイント以上高まり、実運転の高効率省エネ型モーター、変圧器の割合はそれぞれ同 5 ポイント以上、10 ポイント以上高まり、実運転の業務用冷却機器、家庭用冷却機器、汎用照明設備における高効率省エネ型製品の割合はそれぞれ 40%、60%、50%に達する。
	27. 廃棄設備の循環利用を強化 ➤ 廃棄物の循環利用システムの整備を加速させ、廃棄物と設備の回収処分における需給マッチングを強化する。 ➤ 産業機器、情報通信機器、風力・太陽光発電機関連部品、動力電池などの回収利用を強化する。 ➤ 重要資源の消費、回収利用と処分、再生原料の消費などに関するデータベースを構築する。

（方案に基づき、中国アドバイザー一部作成）

■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

マクロ政策

2024年のコスト引き下げにおける重点作業の着実な実施に関する国家発展改革委弁公庁等の通知

(原文: 国家发展改革委办公厅等关于做好2024年降成本重点工作的通知)

发改弁運行 [2024] 428号

国家発展改革委員会など 2024年5月23日公表

【主要内容】

- 国家発展改革委員会は工業情報化部、財政部、中国人民銀行と連名で、企業コストの削減に向けた今年の活動指針を公表した。活動指針は既存の政策が多く含まれているが、各地に対し着実な実行を求めるとした。
- 企業所得税（法人税）から研究開発費用の追加控除などの現行優遇税制を着実に実施する。先進技術設備と資源物の輸入関税を適切に引き下げる。
- 資金面から製造業企業の技術改良に対する支援を強化し、従来型産業のハイエンド化、スマート化、低炭素化のモデルチェンジを推進する。
- 企業に対する料金徴収の監督管理を強化する。不当な料金徴収と課金、費用負担を断固として取り締まる。
- 多様な金融政策手段を活用し、流動性を潤沢に保ち、社会融資規模、マネーサプライと経済成長率、物価目標の合致を図る。人民元為替レートの妥当な水準での安定化を維持する。資金の空回りも回避する。
- 金融機関の貸出金利の目安となるLPR（ローンプライムレート）の改革と預金金利の調整メカニズムの役割を引き続き発揮し、商業銀行の利ザヤを確保することを前提に、貸出金利の低下を推進する。
- 金融機関が農村振興、科学技術イノベーション、製造業、低炭素化事業などの重要戦略、重点領域と手薄な分野に対する金融支援を引き続き強化することを支援する。
- 全国的で一体化した融資信用サービスプラットフォームのネットワークを整備し、企業信用情報の共有範囲を拡大する。
- 政府と銀行、保証機関の連携を強化し、中小零細企業の為替リスクヘッジのコストを引き下げる。
- 外資参入ネガティブリストを引き続き縮小し、製造業分野における外資参入制限を全面的に廃止する。サービス業の市場参入規制を緩和する。外商投資奨励産業目録を拡大する。外商投資に対するサービスの提供を強化する。
- 知的財産権の保護を強化する。入札プロセスにおける電子化取引技術標準及びデータ規範を整備し、デジタル証明書(CA)の全国範囲での相互承認を積極的に推進し、企業の取引コストを軽減する。
- 『中小企業への代金支払保障条例』を徹底して実施し、機関、事業団体、大型企業による中小企業への適時な代金支払を推進する。
- 失業と労災の保険料率引き下げ政策の実施期間を25年末まで延長する。
- 企業の雇用確保に対する支援を強化し、各種補助金の支給と特別貸付などに関する政策を着実に実施する。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202405/t20240523_1386429.html

『工業のコスト削減と効率化の更なる促進、新型工業化の推進に関する若干措置』の公表に関する通知
(原文: 关于印发《关于进一步促进工业降本增效推进新型工业化的若干措施》的通知)

滬經信運 [2024] 349 号

上海市經濟情報化委員会など2024年5月30日公表

【主要内容】

- 上海市經濟情報化委員会は上海市發展改革委員会などと連名で、新型工業化の推進加速を図り、工業企業向けの負担軽減策を盛り込んだ通達を公表した。この通達は24年5月30日から27年12月31日まで実施する。
- 産業發展方向に合致する工業プロジェクトについて、初回は50%を下回らない比率で土地譲渡代金を納付する。残った代金は国有建設用地の使用権払下契約の発効日から1年以内に全額納付し、利払いが不要である。
- 国有工業園区が「レンタル落ち」（物件を貸してから販売）などの方式を通じて、先進的な製造業企業に対し、オーダーメイドで工場を建てるよう指導する。
- 連続生産型企業の電気利用コストを引き下げ、春節、メーデー、国慶節の連休期間に工業企業に対して、深夜料金を実施し、普通の電気料金より80%安くする。
- 工業園区のカス、熱料金を引き下げる。24年3月から、これまで大型工業企業を対象に実施したガス基本料に5%上乗せした値上げを廃止する。張江園区内の企業に対し蒸気単価を10%引き下げる。工業企業の水道料金については、24年度の定額を超えた超過料金の部分を免除する。
- 条件を満たす工業企業のデジタルサプライチェーン、デジタル化と低炭素化の協働などの重点モデルプロジェクトに対し、最大5,000万元の補助金を支給する。企業によるスマート設備の導入、スマート工場、デジタル化技術を活用した生産ラインの設置を奨励する。
- 条件を満たす工業企業の技術改良と設備更新プロジェクトに対し、50%の利子補給またはファイナンスリース契約の設備投資額の5%をベースに、最大2,000万元の補助金を支給する。産業園区外の生産額が5億元以上の重点工業企業のモデルチェンジと高度化を推進し、規定に基づいた再整備と拡張を認める。
- 集積回路企業及びマザーマシン企業などに対する企業所得税（法人税）から追加控除できる研究開発費用の比率の引き上げ、増値税仕入税額の上乗せ控除などの現行優遇税制を着実に実施する。
- 本市の産業發展方向に合致し、赤字になった中小企業に対し、規定に基づき城鎮土地使用税を減免する。苦境に立たされている先進製造業の企業に対し、不動産税の減免も検討する。
- 工業分野においてAEO（認定事業者）制度の試行を展開する。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<https://www.shanghai.gov.cn/gwk/search/content/f30f371803c54c93829b380e495d0a82>

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

中国アドバイザー一部 担当者：張

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2024 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。